

富士山「まなびの森」 環境教育活動のためのガイドライン (Ver.3)

2021年1月

富士山「まなびの森」事務局
住友林業株式会社 サステナビリティ推進室

<目次>

I. ガイドライン策定にあたって

1. 「環境教育活動のためのガイドライン」策定の目的……………	3
2. 『富士山「まなびの森」』とは……………	3
3. 自然体験活動・環境教育活動とは……………	4
4. 富士山「まなびの森」のゾーンと利用方針……………	4

II. 富士山「まなびの森」 環境教育活動のためのガイドライン

1. 全てのゾーンに共通のガイドライン……………	6
2. 天然林ゾーンにおけるガイドライン……………	8
3. 植林ゾーン・人工林ゾーンにおけるガイドライン……………	9
4. フォレストアーク利用に関するガイドライン……………	10
富士山憲章……………	11
富士山カントリーコード……………	12
富士山「まなびの森」利用申込書……………	別添

I. ガイドライン策定にあたって

1. 「環境教育活動のためのガイドライン」策定の目的

住友林業は、富士山「まなびの森」について、自然林復元ボランティア活動を行うとともに、自然体験活動等を通じた環境教育のフィールドとして一般の方に「まなびの場」を提供し、活用していただいています。

「環境教育活動のためのガイドライン」を策定する目的は、環境教育効果のあるプログラムを行うことにより、参加者の心に環境意識が芽生えるといった社会貢献活動に寄与することを目指す一方、自然体験活動が与える自然環境への負荷を最小限に抑えることに配慮し、このエリアの自然環境の持続可能（サステナブル）な維持活用を目指すものです。

2. 『富士山「まなびの森」』とは

1996年秋の台風で、富士山南麓の国有林は大きな被害を受けました。それを受け、この地域では、いくつかの森林ボランティア団体が自然林復元活動を開始しました。住友林業は、設立50周年記念事業として、富士山スカイラインと吉原林道に挟まれた西白塚駐車場付近から西側約90haのエリアを、「まなびの森」と名付け、自然林復元活動を開始（1998年4月に初回植林）しました。延べ5,500名以上のボランティアにより、35,000本以上の富士山自生の広葉樹苗が植林されました。2002年までに概ね大規模な植林活動は完了し、育林活動（下刈り、除伐、枝打ちなど）を経て、現在の活動は植樹エリアの樹木調査に移っています。1998年の活動開始から2020年末までに延べ10,000人以上のボランティアが活動してきました。



この「まなびの森」は、これまでのボランティアによる積極的な植林活動により、自然環境が復元されつつあります。次の段階としては、自然体験活動などを通じた環境教育を推進することにより、より多くの方が自然の豊かさを知り、私たち人間が自然とともに暮らす方法を学ぶフィールドとして、利用されることを想定しています。

なお、「まなびの森」は、国有林であり、林野庁と住友林業との間で協定された「森林の学校総合整備事業“富士山「まなびの森」実施に係る協定書」（1998年7月7日付）に基づき開始され、現在は「社会貢献の森における森林整備活動に関する協定書」（2016年3月31日付）に基づき、運営されています。この協定により、この区域において、住友林業以外の団体が活動を行う場合、住友林業が林野庁と調整のうえ、取扱いを決定することになっています。

また、「まなびの森」エリア内の施設「フォレストアーク」は、その敷地を国有財産法により住友林業が借り受け、ボランティア活動の拠点とすることを目的に建設したものであり、「フォレストアーク」の利用についても、全て住友林業の許可を必要とします。

「まなびの森」及び「フォレストアーク」は、これらの趣旨を理解のうえ、住友林業に事前に申請し、利用許可を得ることができた団体・個人が、利用できることとします。以下のガイドラインを熟読の上、ご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

3. 自然体験活動・環境教育活動とは

ここで実施される「自然体験活動」および「環境教育活動」とは、環境教育を目的とした自然観察会、自然保護活動、林業体験、エコツアー、ワークショップ、研修会などの活動全般を指します。

※ なお、このエリアにおける自然林復元のためのボランティア活動は、このガイドラインが示す「自然体験活動」に含みません。（自然林復元活動は、その計画に則って、都度、住友林業の指示に従っていただきます。）

4. 富士山「まなびの森」のゾーンと利用方針

本ガイドラインの策定にあたっては、現在の林地の状況を勘案する必要があることから、自然維持の状態により次の3つのゾーンに分けて、ガイドラインを設定します。また、これと併せて、「フォレストアーク」の利用に関するガイドラインを設定します。

① 天然林ゾーン (約29ha)

人の影響が少なく、広葉樹を中心とした自然が維持されている区域です。区域内は、樹齢数百年といわれる巨木が生育しており、厳しく規制して、自然景観を維持します。住友林業が認めるガイドや指導員が同行する場合を除いて、立ち入りの許可は致しません。

② 植林ゾーン (約35ha)

台風により倒木被害を受け、自然林回復のために広葉樹を植林している区域です。ボランティアの手により、「ナチュラルゲメス※」の精神で植生を回復しようとしています。植林した樹木の保護を前提に、ガイド（関連団体に登録された者、資格を有する者等）による自然体験活動を行い、環境教育のフィールドとして活用します。但し、今後の自然林回復の状況により、長期的には規制を厳しくしていく可能性があります。

※ ナチュラルゲメス=合自然。人工的な管理を極力避けて、できる限り自然の再生力を生かした無理のない森林育成。自然の形のままの森をつくるため、ボランティアは、自然に対して、ほんの少しの手伝いをします。

③ 人工林ゾーン (約23ha)

主に昭和時代に、針葉樹（ヒノキ）を中心に人工造林がなされ、台風被害を受けずにそれが維持されている区域です。植林されている樹木は、国有財産です。この国有財産の価値を維持・向上させることを前提に、ガイド（関連団体に登録された者、資格を有する者等）による自然体験活動を行い、環境教育のフィールドとして活用します。

Ⅱ. 富士山「まなびの森」 環境教育活動のためのガイドライン

1. 全てのゾーンに共通のガイドライン

<フィールドに関する指針>

1) 利用許可

①団体

「まなびの森」（「フォレストアーク」を含む。以下、特に断りのない限り、同様）を利用しようとする団体は、全て、事前に、利用申込書（別添）により、住友林業（サステナビリティ推進室）の利用許可を得て、本ガイドラインを遵守していただきます。

また、入林、退林の際は、現地管理人への連絡を電話にて行うこととします。「フォレストアーク」到着後は、代表者が、訪問記録簿に必要事項をご記入ください。

②個人

「まなびの森」を利用する個人は、入林の際、「フォレストアーク」にて受付を行い、本ガイドラインを遵守していただきます。

③共通

「まなびの森」の利用許可を得た団体、個人は、普通乗用車について、「まなびの森」エリア内の駐車場を利用することができます。

バスを利用する団体は、近隣の駐車場を使用する必要があるため、「まなびの森」の利用を申し込む際、届け出ることとします。（住友林業が当該駐車場の利用を申し込みます。）

なお、「まなびの森」の利用は、環境教育活動、自然林復元活動等に限ることとし、単なるキャンプなど、レクリエーション的利用については、許可をいたしません。

2) 前提とするルール

本ガイドラインは、次のルールを前提とします。

①富士山憲章（静岡県・山梨県制定）

別添 もしくは <http://www.fujisan-net.gr.jp/outline/kensyou.htm>

②富士山カントリーコード（富士箱根伊豆国立公園富士山地域環境保全対策協議会制定）

別添 もしくは <http://www.fujisan-net.gr.jp/outline/countrycode.htm>

③自然公園法

自然公園法に基づく、国立公園（普通地域）に位置するため、法的な制限があります。

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=332AC0000000161

④森林法

森林法に基づく、保安林地域に位置するため、法的な制限があります。
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=326AC1000000249

3) 火気

「まなびの森」山林内での喫煙、焚き火、その他火気の使用は、厳禁いたします。

4) ゴミ

「まなびの森」へ物品を持ち込んだことによるゴミ・空き缶などについては、全て、各自でお持ち帰りいただきます。また、その他、残存物についても、一切禁止いたします。

5) 採取

「まなびの森」の立木を傷めたり、枝条、下草、落葉、種子、きのこ、土石などの動植物の採集をすることは禁止いたします。（「まなびの森」エリアは、国立公園内、及び、森林法に基づく保安林指定地内で、採取活動は、法律上禁止されています。）

6) 持参物

電気、電話、食料、飲料水、薬品、その他生活必需品といわれるものについても、「まなびの森」においては、原則、準備しておりません。必要な器具、備品等は、利用者が準備ください。

7) 賠償に関する責任

基本的に利用のための費用はかかりませんが、故意または過失により「まなびの森」、その付帯建物、設備、備品及び周辺環境に損害が生じた場合は、修理、交換、その他修復に要した費用一切を利用者に負担していただきます。

8) その他

本ガイドラインに定められていない事項についても、「まなびの森」エリア内では、住友林業の係員の指示に従っていただきます。

<安全に関する指針>

1) 事故等に関する責任

「まなびの森」利用中に、万が一プログラム指導の過失による事故が発生しても、住友林業ならびに林野庁は一切責任を負いません。救急用品の備え、安全管理体制につきましても、基本的に利用者の責任となります。

「まなびの森」は、自然環境を維持するため、沢、倒木、根株、切り株、つる、岩石、くぼみ等、通常、障害になるものについても、極力、人工的な管理は避けておりますので、ご理解の上、充分にご注意ください。

2) 保険

全ての利用者は、自己の責任において、保険に加入ください。

- ・団体利用の場合 → 傷害保険、賠償責任保険
- ・個人利用の場合 → 傷害保険

3) ハザードマップ

「富士山ハザードマップ」によれば、「まなびの森」は、富士山噴火時、火口から噴出した石が落ちてくる見込みのエリアに指定されています。利用者は、噴火を想定したうえで、組織的な危機管理のシミュレーションを行い、噴火時は、自らの責任において避難してください。

なお、「富士山ハザードマップ」は、「フォレストアーク」内に掲示しております。また、富士宮市のホームページに掲載されております。利用者は、利用開始時に、必ずご確認ください。

※富士宮市富士山ハザードマップ

<http://www.city.fujinomiya.lg.jp/citizen/visuf80000005lqw-att/visuf80000005lt0.pdf>

4) 手当などの対応

全ての利用者は、怪我、病気に対する基本的な応急手当の知識を身に付け、周辺の病院等の所在地、連絡先等の確認を行ったうえで、「まなびの森」を利用ください。

※参考：最寄りの市町村の総合病院等

- ・富士宮市立病院 TEL 0544-27-3151
- ・富士市立中央病院 TEL 0545-52-1131
- ・富士宮市救急医療センター TEL 0544-24-9999 (内科・小児科・外科、夜間・土曜午後、日曜等)

2. 天然林ゾーンにおけるガイドライン

1) 利用条件

このエリアにおいては、すべての利用者が、住友林業および管理者が認めるガイドや指導員の指導のもと、立ち入りが許可されることとします。

この利用条件を満たさない団体、個人については、天然林ゾーンもしくは「まなびの森」からの退出を求めます。

2) 利用人数制限

このエリアは自然保護を目的として、住友林業がその都度、利用許可人数を制限することがあります。

3) 残存物、マーキングの禁止

住友林業が許可した調査および自然保護目的以外の残存物、マーキングを一切禁止します。また、施設内のトイレを利用し、フィールドでは排泄を控えてください。携帯トイレを持参し、排泄物を回収するようにしてください。

4) 歩行

ゾーン内の歩行にあたっては、人工的に敷設された遊歩道以外は、ガイド、指導員などの指示に従ってください。

3. 植林ゾーン・人工林ゾーンにおけるガイドライン

1) 利用条件

団体については、原則、指導者（関連団体に登録された者、資格を有する者、住友林業が認める者など）が同行することを前提として、立ち入りを許可します。

個人については、本ガイドラインを遵守いただくことを前提として、立ち入りを許可します。

この利用条件を満たさない団体、個人については、「まなびの森」からの退出を求めます。

2) 残存物、マーキングの禁止

住友林業が許可した調査および自然保護目的以外の残存物を一切禁止します。また、施設内のトイレを利用し、フィールドでは排泄を控えてください。携帯トイレを持参し、排泄物を回収するようにしてください。

環境教育活動に使用した資材、マーキング類については、その終了時には、回収、消去などを行い残存しないようにしてください。

4. フォレストアーク利用に関するガイドライン

1) 火気

「フォレストアーク」内での裸火は、原則、禁止いたします。

コンロ、ストーブなど、「まなびの森」を利用するうえで必要となる火気機器類については、必ず、利用申込時に申し出て、使用許可を受けて下さい。

喫煙は、屋外の定められた場所のみでお願いします。

2) 備品

フォレストパーク内の備品については、現地管理人の使用許可を受けたうえでご使用ください。また、使用後は、必ず、元の位置にお戻しください。

※ このガイドラインは、NPO法人富士山自然体験活動推進協議会（F-CONE）が策定した「2004年度青木ヶ原自然体験活動ガイドライン」を参考に作成しております。

※ このガイドラインは、予告なく変更することがあります。

富士山「まなびの森」事務局
住友林業株式会社 サステナビリティ推進室

〒100-8270

東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館（受付8階）

TEL 03-3214-3980

FAX 03-3214-3981

（現地連絡先）TEL 090-4609-8747

富士山憲章

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。

富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。

富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。

私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。

今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と適正な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。

よって、静岡・山梨両県は、ここに富士山憲章を定めます。

- 1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 1 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。

平成 10 年 11 月 18 日

静 岡 県
山 梨 県

富士山カントリーコード

1 「美しい富士山を後世に引き継ぐ」

日本一高く美しい富士山を、いつまでも美しく、我が国の自然風景の象徴として後世へ引き継ぎます。

2 「ゴミは絶対捨てずに、すべて持ち帰る」

富士山の美しい景観の中では少しでもゴミが落ちていると大変目立ちます。また、空気の薄い富士山では清掃も重労働で危険な作業です。

ゴミの持ち帰り運動に協力し、自分で持ち込んだゴミはすべて自宅まで持ち帰ります。

3 「ゴミになるようなものを最初から持っていない」

近くに見えても頂上まではきつい道のりです。

疲れのないためにも、無駄な荷物は極力省き、ゴミを出さないようにします。

4 「登山道はずれて歩かない」

登山道でない場所を歩くと、崩れやすいためばかりか、植生を傷めることにもなります。登山道はずれて歩かないようにします。

5 「登頂記念の落書きをしない」

登頂記念の石の落書きは、山頂の景観を著しく壊すこととなります。

石の落書きはしません。

6 「車道外へ車両等を乗り入れない」

オフロード車やオフロードバイクの車道外への乗り入れは、植生を傷め、動物の生息を脅かします。

7 「溶岩樹型等の特殊地形を壊さない」

溶岩樹型などは富士山の歴史を物語る古文書です。

特殊な地形について学び、大切にします。

8 「駐車場ではアイドリングをしない」

アイドリングによる排気ガスはきれいな空気を汚します。

駐車場での無駄なアイドリングはしません。

9 「動植物を採らない」

自然の中で生きる多様な動植物は、すべて富士山の自然の仲間です。

富士山の動植物を大切にします。

10 「トイレなど公共施設をきれいに使う」

トイレをはじめ、公共施設は、一人が汚すと後から使う人達が不快です。

一人ひとりが気をつけて、汚さず、壊さずに使います。